

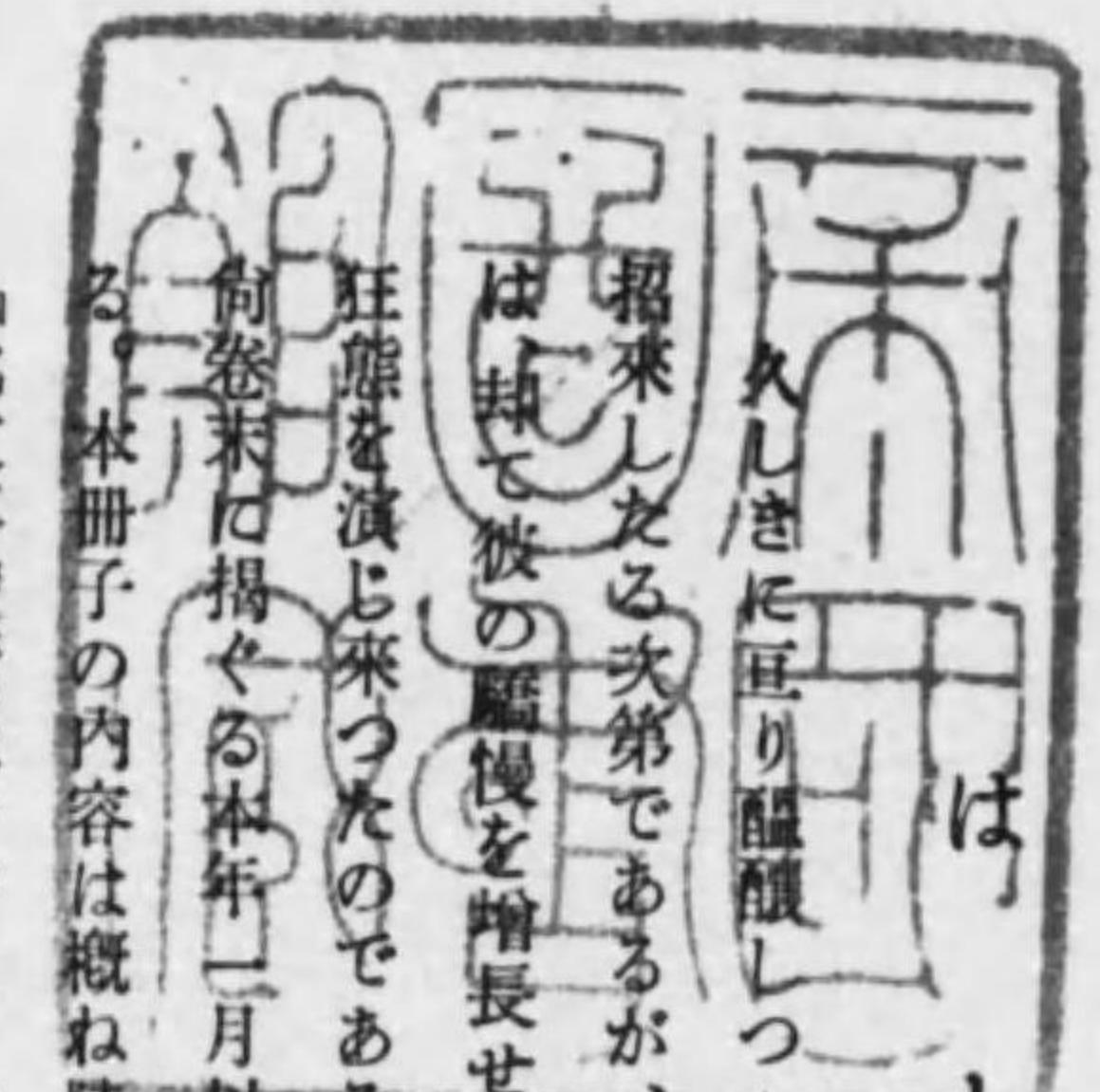
帝國在郷軍人會本部

始



が き

し



久しきに亘り醜醜しつゝありし支那の排日、毎日は遂に實力行使の抗日となりて爆發し、今次事變を招來したる次第であるが、我帝國が専ら東亞の安定と、一般の平和とを顧念するの眞意に基く隱忍自重は却て彼の驕慢を增長せしめ、日本與し易しとなし、暴戾飽くなき不法不信行爲を恣にし、無智蒙昧の狂態を演じ來つたのであるが、自不揣とは蓋し現時の支那に對する適評と謂つべきものと思はれる。

尙卷末に掲ぐる本年一月以降の對日不法事件の夥多なるを觀ては洵に思半に過ぐるものがあるのである。本冊子の内容は概ね陸軍省新聞班編輯の「北支事變の概要」に據り 又附錄は偕行社編纂部發行の「北支事變情報」中より抄錄したものであるが、全内容中絶對誤なしとは保し難きを以て此點諒承あらんことを乞ふ。



北支事變の概要

一、緒言

去る七月七日突如北支の野に勃發した所謂蘆溝橋事件は、其動機は單に夜間演習中の我軍の一部に對する支那兵の不法射擊に端を發したのであるが、其原因は近時急速に發展しつゝあつた支那民衆の抗日、侮日意識の顯現に外ならない。事變突發以來我方が専ら事件不擴大、局地解決の方針に基いて處理し來つたのに拘らず、冀察側に於ては其代表者が一度調印までして誓約した解決條件を實行するの誠意を示さず徒らに遷延策に出で又國民政府は事變發生と同時に中央軍舊東北軍等強大なる軍隊を逐次北上せしめ専ら開戦準備に汲々たる事は極めて明白な事實であつて、此儘荏苒日を経ふする時は今次事變を

二、北支事變の經過に就て（附圖参照）
 今次事變の經過中細部の點に於ては或は一部訂正を要すること等もあるかも知れないが、出所の比較的確實な資料を基礎として取敢へず其概要を記述する事とする。
 去る七月七日夜、我支那駐屯軍に屬する豐臺駐屯部隊は蘆溝橋（北平西南約三里）の北方約千米の龍王廟附近（此地方は演習の好適地で昨年我駐屯軍は秋季演習を實

施した)に於て夜間演習實施中午後十一時四十分頃、蘆溝橋に在る支那兵(宋哲元の指揮する第二十九軍の一部)から突如數十發の射撃を受けた。依つて同部隊は直に演習を中止して人員點呼をした所、兵一名不足して居ることを發見したので、直に其附近を捜索すると共に、豊臺駐屯部隊長に急報したが間もなく不足せる兵員を發見し、且我方に損害の無いことが判明した。

急報に接して豊臺部隊長は直に現地に急行し、其主力を五里店(蘆溝橋東北約二千米)附近に集結して蘆溝橋の支那軍に對し不法射撃に關する交渉中龍王廟(蘆溝橋北方約千米)附近の支那兵から更に迫撃砲及小銃射撃を受けたので、我軍は自衛上直に之に應戦し、龍王廟の支那兵を擊退し、永定河左岸堤防の線を占領し、蘆溝橋及長辛店部落にある約一大隊の支那軍を監視するの態勢を取つた。本戰闘に於て我軍は野地少尉以下死傷十數名を

出したが、支那側は死者二十數名、負傷者少くも六十名を下らざるものゝ様である。

一方北平駐屯部隊長は事態を重視し、森田中佐をして北平より宛平縣長王冷齊及外交委員會代表を伴ひ現地に急行せしめ、不法射撃に關する交渉を開始せしむると共に取敢へず演習の爲分散して居た北平部隊の集結を命じた。

蘆溝橋の支那軍は一時白旗を掲げて降服したが、我軍の要求する武装解除には毫も應する色なく、反つて永定河右岸高地には逐次支那兵が増加して來た。

然し我軍は爾後部隊を集結して支那軍を監視すると共に、極力支那側の不法行為を難詰したので、翌九日午前二時先方は遂に我要求を容れ『同日午前五時を期して蘆溝橋附近にある部隊を全部永定河右岸地區に撤退することを誓約したので我軍は嚴に其實行を監視すること』

なつた。

然るに同時刻に至るも支那軍は更に撤退の模様なく反つて逐次兵力を増加し監視中の我軍に對し、時々射撃を行ふ等の暴舉を敢行するに至つたので、我軍は更に支那側の協定不履行に對し嚴重なる抗議をした。其結果支那側は已むなく午前七時何旅長及周參謀を軍使として蘆溝橋に派遣し、支那軍隊の撤退を督促せしめた所、其結果

部隊長は其主力を第一線に展開して之を擊破し且大打撃を與へて午後九時頃龍王廟を占領し、爾後再び其主力を蘆溝橋東方地區及豊臺に集結して狀況の推移を監視することゝなつた。但し本戰闘に於て我方は戦死六名、重輕傷者十名を出したが支那軍は戰場に遺棄した死體のみでも少くも三十を算して居るので其全體の損害は多大なものがあつた事は確實である。

一方我駐屯軍に於ては蘆溝橋附近の情況を重視し軍參謀長は一幕僚を從へ九日午後四時天津發北平に赴き冀察側と折衝是努めたが先方の態度が頗る強硬で容易に打開の途なく遂に交渉決裂を覺悟して十一日午後決然離平した。

然るに支那側は漸次我朝野一致の強硬なる決意あるを看取したものゝ如く急遽其態度を翻し、當時北平に残つても龍王廟を占據し引續き攻撃して來た。是に於て牟田口

申出づるに至つた。

我方から提出した條件は全く正當なもので『支那側は蘆溝橋及龍王廟に駐兵せざること。謝罪並責任者の處分及將來の保障として排日行爲取締の勵行』等の數箇條であり第二十九軍代表張自忠、張允榮の署名調印を以て同日午後八時我方に手交したのである。

以上は事變發生より現地交渉成立に至る迄の經過の概要であるが爾後支那側は逐次八寶山（蘆溝橋北方約七杆）附近より平漢線に至る間及永定河右岸地區に益々兵力を増加するのみならず本事變を惹起した蘆溝橋附近は固より平漢線北側地區より八寶山附近に亘る間に概ね三線に陣地を構築し又永定河右岸長辛店及其西北方高地にも堅固に陣地を占領し、漸次我方に對し包圍的態勢を占め、其抗戰意識は極めて旺盛である。

又一方北平に於いては彼等の反日意識は意想外に熾烈

で事變勃發後即日戒嚴を布告し内外城門並市内自拔の場所には嚴重に配兵して城外との交通を全く遮斷し且屋上等に機關銃を配置して至嚴なる警戒をした。然し其後我方と冀察側との交渉の結果城門は開いたが戒嚴は依然其儘續行して決して我軍の通過を許さない。且事變發生當初より支那軍隊及官憲の態度は極めて强硬で數十年間に亘り嘗て其例を見ざる狀態であつて民國革命以來内亂戰、事變等屢々起つたが其都度北平は概ね警察に依つて治安が維持せられて居たに拘らず今回は全く其狀況を異にし第二十九軍を以て警戒を實施するのみならず特に邦人に對し或は我憲兵を檢束し或は婦女子に迫害を加へ或は隨所に不法家宅侵入して暴行傷害を加へ又は邦人を逮捕して人事不省に陥る迄毆打し且其携帶品を掠奪する等二十數年以來北平在住邦人の未だ嘗て経験したことのない程暴戾不法行爲が頻發した。

次で十三日には北平南方約三杆馬村に於て自動車で通行中の我歩兵部隊に對し同地に在つた支那兵は突如機關銃射撃を加へ死傷者數名を出し又十六日午前八時頃には我軍の一部が通州東南約三十四杆安平附近に於て冀察保安隊の射撃を受けたので、我軍は直に之に應戦して武装解除をした等の事實がある。

尙十八日午後一時、宋哲元は張自忠等と共に天津に我が駐屯軍司令官を訪ふて陳謝する一方、我が方よりの要求に對して協議せし結果、十九日午後十一時に至り、彼は共産黨及び排日運動取締に關する細目を約諾するに至つた。

然るに一方に於ては、十八日我が軍の平漢線方面に於ける情況偵察の飛行機に對して不法射撃を爲し、已むなく我も之に應戦したる事實があり、又十九日午後五時頃蘆溝橋附近の支那兵が我が監視部隊に射撃を加へ、我に

負傷兵を出すに至つたが如き、同日午後七時頃平津間の電話線が切斷せられたるが如き、彼の不法は依然として已まず事態の眞に憂慮すべきものありしに鑑み、我が駐屯軍は茲に自衛權發動の決意を爲すの已むなきに至り、十九日午後十時左の如き聲明を發し、之を宋哲元に通告した。

「本十九日迄の狀況を見るに、支那軍は蘆溝橋及び其の附近より屢々斥候等を以て我部隊直前に進出射撃をなし、十九日午後五時頃遂に我に負傷者を生ずるに至つた、又蘆溝橋附近に於て該地の保安隊は我に對し陣地を設備し、且つ永定河西岸にある支那軍隊と連絡し今尙盛んに陣地の構築中である。此の間に處し日本軍は隱忍自重一發も應戦せず、忠實に協定を履行してゐる、然るに支那側の行動は右の如く明に協定に違反するのみならず日本軍としては自衛上黙し難き所であ

る、従つて支那軍が依然かくの如き不信行爲を繰返すに於ては、軍は二十日正午以後獨自の行動を執るの已むなきに至るであらう。」

かくて翌二十日午後二時過、蘆溝橋並に八寶山附近の支那軍が又もや我に不法射擊を敢てせしを以て、我軍は宛平縣城を砲撃し、其の城門を破壊し約一時間にして彼を沈黙せしめた。其の後冀察側より二十一日午前十時より正午に至る間に於て衙門口、八寶山附近一帶の馮治安部隊を撤退し、保安隊を入れ替ゆべき申出はあつたが、事實約の如くその實施を見ず、我方よりの嚴重なる抗議に依り午後八時迄には必ず撤退せしむべき旨を誓約した。

之より先き七月十九日、冀察側より今回の事變に關係する責任者の謝罪處罰の外、事變の原因が所謂藍衣社、共產黨その他の抗日系各種團體の指導に胚胎する所多き

に鑑み、之が對策取締實行の爲め（一）日支國交を阻害する人物を排す。（二）共產黨は徹底的に彈壓す。（三）排日的各種機關諸團體及び各種運動並に之が原因と目さるべき排日教育の取締をなす、との三項を文書を以て自發的に申出た外別に、今回日本軍と衝突したるは主として第三十七師に屬するものなれば、將來双方の間に意外の事件發生を避くる爲同師を北平より他へ移駐する旨通告し來り、事實二十二日午後五時以降、列車に依つて支那軍は南方に移動を始めた。併し我が軍としては果してその撤退が徹底的に實施さるゝや否やを嚴重監視しつゝあるのである。

斯くの如き現地の情勢に對して國民政府は、蘆溝橋事件の解決は中央外交機關を通じて處理されるべき性質のものであり、地方當事者間の現地協定の如きは、内容の如何を問はず中央の容認すべきでない、との強硬意見を支

持するものもあるやうで、中央軍の北上は依然として繼續さるゝ一方、抗日侮日行爲は到る處頻發し、事態の推移は一刻の安息を許さぬ有様である。

自發的に撤退を申出でた現地に於ける其の後の情況は、其の實施の甚だ不徹底なるものあるのみか、時に兵力の増加、陣地の構築補強等極めて不誠意千萬な行爲を敢てしつゝある現況で、殊に二十六日朝廊坊に於て電線修理を實施しつゝあつた我軍に對し、同地支那軍は突然不法なる射擊を爲せしを以て、我は直ちに應戦、我が空軍も亦之に參加し、廊坊の支那兵營を爆撃して多大の損害を與へた。

三、北支事變の原因に就て

最近に於ける支那の動向に就ては、既に一般に知れ亘つて居る如く南京政府は抗日標榜の下に中央集權の促進、軍備の充實、強化等に努め漸次其進展を見るや延い

ては國力を過信するに至り、其結果抗日は轉じて毎日と爲り其勢の趣く所遂に北支那にも波及するに至り而も我帝國の隱忍自重は彼をして益々增長せしめ近時平津其他の地方に於て屢々在留邦人若くは帝國官憲に對する壓迫、暴行又は侮辱等の不法事件を惹起するに至つた。現に今次事變に關係ある豐臺も昨秋支那軍が帝國軍隊に對し侮辱事件を發生せしめた地點である。

今次事變の誘因は一部支那軍の不法射擊に端を發したのに過ぎないが、其根底に至つては彼の久しきに亘り深刻且徹底せる抗日教育が其最大原因である事は敢て茲に贅言を要しない。而して支那軍をして斯かる不法射擊を敢てし殊更に事を構へんとする態度に出でしめた動機は多々あるが最近に於ける帝國國內の情勢をして日本興し易しと妄斷し且歐米諸國を誘引することに依つて巧に日本を屈伏せしめ得べしとの妄想を抱懷するに至つたこ

とが今次事變發生の最も有力なる動機として見逃すべからざる點であつて、特に事變勃發以後に於ける支那側の態度と對比し一層其感を深くする所である。

四、結　　言

今次事變の原因に就ては既に述べた通りであるが、我方は事變突發以來飽迄事件不擴大、現地解決の方針を堅持し忍び難きを忍びつゝあるに拘はらず、支那側は毫も反省せざる而已ならず、已に七月十一日夜解決條件に調印しながら約諾實行の誠意を示さず、其の間猶ほ依然として抗日の氣勢を示しつゝ曠日彌久二旬を経たる今日漸やく二十九軍の逐次撤退を開始せるが如く揚言するも、其の實行に至りては言を左右に托して遷延滯滯を之れ事とし、他方南京政府に於ては中央軍其他多數の兵團を北上せしめ、最近廊坊に於ては我が通信隊其の他の部隊に對して更に不法射擊を加へ、而も全支要地に對しても亦兵を配して對日戰備を進むる等表裏反覆の行動を敢てし

つゝあるのである。

以上の状況に鑑み、又權變譎詐を唯一の策略とする彼の常套手段に想到するときは、其の眞意の奈邊に存するかを容易に窺知し得らるゝのである。従つて向後情勢の推移は固より逆賊し難きを以て、假令一時的小康を得ることありとするも、之に眩惑して聊たりとも弛緩することなく益々緊張以て時局に善處する心懸けこそ喫緊のことと信するのである。

今や北支に在る皇軍の將兵は、灼くが如き酷暑を冒して暴戾なる支那軍に對し、日夜奮闘を續け、既に幾多の尊き犠牲者も出して居るが、其士氣は益々旺盛にして一意皇軍の使命達成に邁進して居るのである。

此の重大なる時局に臨み、帝國一體、不動の決意を以て國威を發揚し、我が公正なる主張を貫徹し支那側の反省を促がし以て事變の禍因を拔本塞源的に芟除して東洋永遠の平和を確立しなければならない。

方は事變突發以來飽迄事件不擴大、現地解決の方針を堅持し忍び難きを忍びつゝあるに拘はらず、支那側は毫も反省せざる而已ならず、已に七月十一日夜解決條件に調印しながら約諾實行の誠意を示さず、其の間猶ほ依然として抗日の氣勢を示しつゝ賊日彌久二句を経たる今日漸やく二十九軍の逐次撤退を開始せるが如く揚言するも、其の實行に至りては言を左右に托して遷延滯滞を之れ事

とし、他方南京政府に於ては中央軍其他多數の兵團を北上せしめ、最近廊坊に於ては我が通信隊其の他の部隊に對して更に不法射撃を加へ、而も全支要地に對しても亦兵を配して對日戰備を進むる等表裏反覆の行動を敢てし

ことながら約諾實行の誠意を示さず、其の間猶ほ依然と

して抗日の氣勢を示しつゝ賊日彌久二句を経たる今日漸やく二十九軍の逐次撤退を開始せるが如く揚言するも、其の實行に至りては言を左右に托して遷延滯滞を之れ事

とし、他方南京政府に於ては中央軍其他多數の兵團を北上せしめ、最近廊坊に於ては我が通信隊其の他の部隊に對して更に不法射撃を加へ、而も全支要地に對しても亦兵を配して對日戰備を進むる等表裏反覆の行動を敢てし

ることありとするも、之に眩惑して聊たりとも弛緩することなく益々緊張以て時局に善處する心懸けこそ喫緊のことと信するのである。

今や北支に在る皇軍の將兵は、灼くが如き酷暑を冒して暴戾なる支那軍に對し、日夜奮闘を續け、既に幾多の尊き犠牲者も出して居るが、其士氣は益々旺盛にして一意皇軍の使命達成に邁進して居るのである。

此の重大なる時局に臨み、帝國一體、不動の決意を以て國威を發揚し、我が公正なる主張を貫徹し支那側の反省を促がし以て事變の禍因を抜本塞源的に芟除して東洋永遠の平和を確立しなければならない。

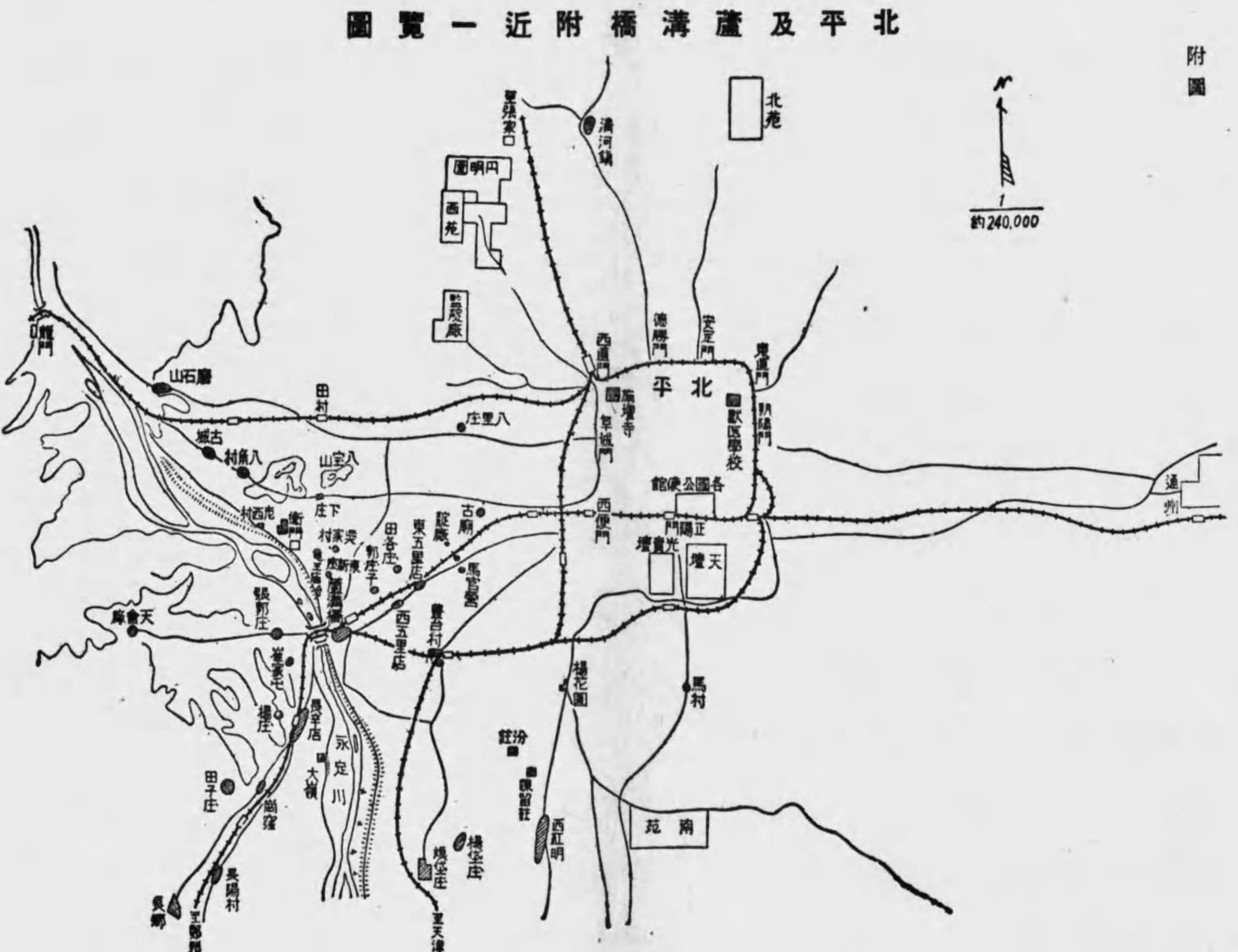
方は事變突發以來飽迄事件不擴大、現地解決の方針を堅持し忍び難きを忍びつゝあるに拘はらず、支那側は毫も反省せざる而已ならず、已に七月十一日夜解決條件に調印しながら約諾實行の誠意を示さず、其の間猶ほ依然として抗日の氣勢を示しつゝ賊日彌久二句を経たる今日漸やく二十九軍の逐次撤退を開始せるが如く揚言するも、其の實行に至りては言を左右に托して遷延滯滞を之れ事とし、他方南京政府に於ては中央軍其他多數の兵團を北上せしめ、最近廊坊に於ては我が通信隊其の他の部隊に對して更に不法射撃を加へ、而も全支要地に對しても亦兵を配して對日戰備を進むる等表裏反覆の行動を敢てし

ることありとするも、之に眩惑して聊たりとも弛緩することなく益々緊張以て時局に善處する心懸けこそ喫緊のことと信するのである。

今や北支に在る皇軍の將兵は、灼くが如き酷暑を冒して暴戾なる支那軍に對し、日夜奮闘を續け、既に幾多の尊き犠牲者も出して居るが、其士氣は益々旺盛にして一意皇軍の使命達成に邁進して居るのである。

此の重大なる時局に臨み、帝國一體、不動の決意を以て國威を發揚し、我が公正なる主張を貫徹し支那側の反省を促がし以て事變の禍因を抜本塞源的に芟除して東洋永遠の平和を確立しなければならない。

附圖



北平附近溝橋及蘆溝一覽圖

昭和十二年一月以降

支那に於ける對日不法事件

○軍用電話線切斷事件
支（冀察を主とし
一部山西・蘇州より）

件數約五十件

最近二ヶ月間に亘り北支駐屯軍の軍用電線切斷事件頻々として生起し、我方は之を支那側の露骨なる挑戦的行爲として事態を重視して居た。

二月七日　十四日　張莊附近
二月十八日　三月十日　北會附近
三月四日　落岱附近
四月七日　北倉附近に於て一千米の間切斷

我方は其都度警告を發し嚴重取締を要求せるも不徹底にして何等實效なし。

○平綏線邦人不法調査事件

平綏線西直門及南口兩驛に於ては我抗議に關せず第二十九軍兵士の清査處員による昨年來邦人の不法検査は止まざりしが、最近左の不法検査事件連續發生しあり。二月二十一日　中根副領事

三月二日　張家口　原巡查部長
三月十三日　北京新聞　香川記者
其他帝國臣民にして被害者となれるもの少からず。
右は痛く在留邦人を刺殺し事態樂觀を許さざるものあ

り、秦德純に對して日支間條約に違反する不法行爲なる旨指摘し急速制止方警告する所あり。

四月六日宋の命により秦德純は事件に付遺憾の意を表し解決方法を申出たるにより一應解決す。

○一月七日、鄭州文化研究所事件

文化研究所に對し領事の反対を押切り威力捜査を行ひ秘密書類を押収機關員全部を檢束す。

○一月二十九日、青島大黒丸事件

夜半水産組合所屬船大黒丸（十噸）は大連よりの歸途青島沖合に於て支那稅關監視船より發砲せられ遂に捕へられ日本人一名足部に貫通銃創を受く。

拿捕に必要なる程度を越えたる暴行にして茂益丸事件同様再度の不法行爲として嚴重抗議す。

○二月六日、綏遠飛行場著陸妨害

綏遠飛行場は支那側に依り縱横に塹壕を掘繞られ全

く使用不能となり、從來迄の惠通公司定期飛行機は同地に著陸せず包頭へ直接聯絡を餘儀なくせらる。

○三月、通州事件の發生

四月上旬通州事件責任者營長、連長北平機關を訪問し正式陳謝をなし、將來の保障及責任者の處罰を誓ひ圓満に解決。

○三月二十三日、白河軍用ケーブルに關する不法抗議

支那駐屯軍は天津、太沽間軍用電線の準線變更に依り白河ケーブル敷設作業中の處南京外交部より抗議を申越せり。駐屯軍は現地に於て適法を探りたる事情を明かにし且駐兵權に基く當然の施設をなしたるものにして、何等抗議を受くべき筋合にあらざる旨回答す。

○三月末頃、長城附近に於ける察哈爾省側の自動車通行妨害事件。

○四月上旬、邦船に對する支那側の不法検査。

榮順鳳順が強風のため避難せるものなるに却て威嚇抑留す。

○四月上旬、濟南公安局の日本人使用人に對する不法行為。

○四月十二日、山西省德州驛警察官の平井平一氏等六名に對する不法監禁。

○平綫南口驛、に於て第二十九軍所屬の軍警阿片取締に藉口し日本人旅行者の不法取調を强行す。

○四月二十日、察哈爾省より熱河省境豐寧縣千家店警察分駐所を襲ひたる武裝の一團あり。

○四月二十四日、灤平縣黑汗嶺警察所を襲ひたる武裝の一團あり。

○四月二十七日、張家口に於て支那兵は公大工廠より材木を強奪し去る。

○四月末、白河支那人死體漂流事件

阿片癪者の屍體を日本兵營工作秘密のため虐殺と宣傳す。

○四月末冀東擾亂秘密工作團活動

湯山（通州附近停戰協定線）に潛入謀略中

反滿抗日分子、共產分子蔭をひそめたる爲爲政者に對し南京の魔手伸びつゝあり。

○五月一日、灤平縣大庄戶警察所を襲ひたる武裝の一團は滿人警吏六名を殺し日系官吏一名を人質として拉致し去れり。

○五月七日、張家口に於て日本人が理由なくして支那兵營に拉致され毆打さる。

○五月八日、張家口に於て軍用自動車に投石せるものあり、窓、車體破損さる。

○五月十二日、太原に於ける日支人衝突事件

滿鐵社員松下眞一と公安局密偵との間に車夫の賃銀問

○五月二十三日、第一長州丸、第七島戸丸事件

題に關する争に端を發し邦人と巡警との間に衝突を惹起し、滿鐵社員二名並興中公司社員一名は公安局第五分局に拉致せらる。

十二日夜より十三日午後に亘り支那側と嚴重折衝の結果事件は完全に解決す。

本件は計畫的のものに非ざるも從來よりの排日記事に依る對日感情の刺戟及下層官憲の邦人に對する取扱の不良に起因する點尠からず。

○五月十二日より小學生への暴行頻發

北平日本小學校兒童通學の途上支那人に暴行さる。

(十一日より十五日迄毎日此種事態あり)

○五月二十一日、張家口に於て日本人自動車運轉手支那人に殴らる。

○五月十七日、張家口趙田里(?)支那兵營歩哨は日本人自動車運轉手に暴行す。

午後二時頃太沽燈臺南東約十八海里の地點に出漁中の日本漁船二隻は支那稅關監視船の追跡射撃を受け、第七島戸丸は逃走せるも第一長州丸は小銃弾二十數個を受け、一彈は船長の左腕に命中し、停止するや監視船員、船内に入り隈なく捜索せる事件あり。

○五月二十四日、同海堡事件

○六月一日、日支飛行停止命令

國民政府は六月一日開始の日支連絡飛行に對し惠通公司の正式未承認を理由に突如冀察當局に同飛行停止命令を發せり。

六月二日、冀察當局は「之を不可とする理由なく萬一斯る命令ありとするも冀察當局としては停止すること

なく豫定通繼續する」旨聲明す。

○六月一日、大莊戸事件

大莊戸警察襲撃

○六月一日、聖農園事件

○陶廟襲撃事件

○六月上旬、相踵ぐ經濟的排日

北支特に山東の排日は暴力的手段より一步を進めて

更に經濟的手段に轉へ、ために事態を愈々深刻化ならしめあり、例へば近く採礦の手筈なりし招遠玲瓏金礦

會社(日支合辦)の許可を取消し、或は苦力の渡溝を脅迫阻害し或は山東炭運賃割引を廢止する等日本側を侮視せる幾多の暴舉を續けつゝあり。

○六月四日、天津軍軍用無線抗議

駐兵權當然のものにして列國亦然り。

○六月二十日、邦船に對する支那稅關の不法處置

最近の支那就中上海に於ける漢字紙及外字紙が滿洲國皇帝に關する不敬記事並に日本軍將校の名譽を毀損するが如き事實無根の反滿抗日的捏造記事を掲載しある事實に鑑み、關東軍は六月二十四日當局談の形式を以て國民政府及各新聞紙に對して「此の種惡德欺瞞宣傳は國民政府の滿洲國攬亂工作の一部であり新聞紙の自殺的行爲なり」とし猛省を促す警告を發せり。

○芝罘明榮丸荷物沒收に關する事件

二、山 東 方 面

○一月二十三日、日本燐寸排擊

支那燐寸聯營青島分社（日本側工場加入しあり）は二月一日より營業開始の豫定なるが支那側十八工場は聯合辦事處の趣旨には賛成なるも日本側工場加入は絶対に反対なる旨市及中央政府に猛烈に請願し妨害を加ふ。

○五月七日、我紡績支那工人募集に對する妨害

山東省奥地に於ける青島各紡績工人募集は官憲の妨害を受け、又數日前天津よりの鐘紡新募集工人數十名は濟南驛にて驛員稅關員より甚しき排日的妨害を受けたり。

○五月中旬、山東還附協定無視

中央軍第二師長、隴海線東段警備司令兼稅稽總團長黃杰は青島には武裝せる軍隊を入市せしめず、との山東還附細目協定を無視し、國民政府正規兵を稅稽團と稱して青島市内に常駐せしむべく準備を進めあるが、我青島總領事は數度市島竜韓山東省主席に抗議せるも、全く之に手を付け得ず形勢は逐次悪化の一途を辿りつたり。

○以上の他山東省在住朝鮮同胞に對する不法壓迫、暴行事件は本年一月以降十三件に上る。

三、中 支 方 面

○二月二十日、上海邦人紡績罷業再燃
豊田紡第一、第二兩工場休業

○四月、支那又々不敬記事事掲載

最近上海に結成せられたる中國文藝協會より發行せる

國難記と題する新作歌謡集の中に、又もや恐懼すべき文字を發見我在留民は極度に激怒し、目下當局に於て慎重對策考慮中なり。

○四月二十日、日本物映畫上映に對して獨逸に不法抗議映畫「新しき土」は滿洲國宣傳映畫にして目下獨逸に於て上映中なるにより上映禁止の抗議をなせり。

○五月五日、邦人學術研究員不法拘留

湖南省石牛山に於て上海自然科學研究所員尾崎金右衛門氏は保安隊に逮捕され間諜の嫌疑を以て拘留され後放免せられたり。

邦人の奥地旅行に極端なる干渉を行ひ學術研究すらも阻止せんとしあり。

○五月二十一日、宋哲元は外國人に土地を賣却したるものは官民を問はず一律に死刑に處すとの布告を出す。

○五月三十一日、再び邦人學術研究員不法監禁

上海自然科學研究所員佐藤捨三氏は四月末以來長江上流地方の地質研究のため湖北、四川方面を踏査中四川省境附近巴東に於て同地警察のため間諜の嫌疑を以て拘留無軌道極まる壓迫を加ふ。其後湖北省政府は同氏の身分判明せるを以て即時巴東縣當局に釋放命令を發し五日釋放さる。

○六月一日、上海邦人工場襲撃

五月下旬來罷業中の上海中山鋼業廠へ突如六月一日午前支那人暴徒五百名來襲暴動化せるにより、我が陸戰隊、公安局、工部局警察總出動し警戒に努めたる結果擴大の危機は解消せり。

○六月九日、排日映畫上映

南京映畫館に「時代進展」と題する排日色彩濃厚なる映畫上映せらる。即ち

中國統一完成の偉大を宣傳し且上海事件の日本軍の活

動、新議事堂に對し日本中國侵略の大本營として蔣介

石が軍隊に向つて演説する光景を示し

「近く必ず敵國に勝つの日あり」との意味を強調せるものなり

○六月二十三日、上海停戰協定無視

支那側は本年初以來上海停戰協定を無視し、協定區域内に殆ど正規兵と異らざる武裝保安隊を六千名に増員し、而も之に機械化部隊をも配置するのみならず、吳淞砲臺の再防備等軍事設備を强行しつゝあり。

我が出先當局は六月二十三日停戰協定共同委員會を開く。

此際各委員は支那側の暴論に對し反省を求めるとの意見起り、引續き之を討議する筈なり。

四、南支方面

○一月二十日、廣東に於ける邦人壓迫
昨年末より在留本邦小商人は支那側官憲又は素性不明の團體に依り壓迫せられつゝある處、本年に入り日本人と關係あるもの或は使用人たる支那人數名不法抑留或は行方不明となれり。更に最近には本邦人と來往する支那人中には「廣州市民鐵血救國團」と稱するものより極めて激越なる脅迫を受け、又本邦人の支那街往来には尾行せらるゝこと勘からず。

事件發生以來折衝中なるも何等效果なく邦人の商取引に大なる不安を與へ居れり。

○一月二十四日、廣東當局の我方に對する非禮

帝國第三艦隊司令長官來廣に當り、余漢謀は我が司令長官の公式訪問に對して自身答禮を拒み、唯公式訪問ありたる場合午餐に招待せんと述べ、我方に對する軍事當局の毎日態度を反映せり。

○二月二日、廣西に於ける抗日及排日貨

廣西は李宗仁、白崇禧指導の下に今尙執拗に抗日、排日貨運動を繼續しあり、最近桂林の總工會は民船の船頭に對し日貨の運搬を禁止し、違反者は營業を停止すべしと命令せり。

○二月四日、帝國軍艦密輸の惡宣傳
梧州抗日救國會に於ては最近各商店を検査し護謨靴、珈琲茶碗、錫、海鼠等の日本品を仇貨と稱して之を沒收し、且定價の三倍の罰金を徵集しあり。

○三月二十五日、廣西の邦人壓迫

邦人經營の梧州森岳陽堂支店（本店廣東）は從來再三官憲より退去要求に對し其都度日本側に於て撥付けたるも今回該支店は日本軍部と關係を有し其秘密機關なりとの難癖を付け即日退去を嚴命し荷物検査の上信書を押收し應ぜざれば強制處分する旨威嚇せしに依り森は二十五日一應廣東に引揚ぐるの已むなきに至れり。我出先機關は廣西當局の不法行爲に關して兩廣特派員を通じ嚴重なる抗議を發す。

○四月二十四日、汕頭邦商及（臺灣）籍民壓迫

本年舊正月以来支那側に於ては不正業の検査と稱して

臺灣人商店に出入する支那人を漢奸として検挙し來れるが、最近邦商使用支那人二名も嫌疑ありとて拘留中なり。

之がため邦商使用支那人は恐慌を來し、邦商の商賣亦尠からざる影響を受けつゝあり。

○四月二十六日、西南當局壓迫依然

本邦人使用支那人に對する壓迫甚だしく、本月上旬廣東同盟支局の翻譯係竝に都ホテルの使用人及其の兄弟二名理由不明にして警察局に拘禁せらる。

鐵血救國團は今猶活動し本邦人と來往する支那人を脅迫しつゝあり。

右の如き情況なる所、本邦人の廣東市内借家は警察局の家主壓迫に依り事實上不可能にして、又汕頭に於ても同様の事件頻發し、我警察官の借家すら困難を來しあり。

○四月二十四日、河内より飛來せる小川少佐は海關手續を了へたる後其の身分を明かにしたるに拘らず憲兵より荷物検査を受け私信迄開封せられたり。

○四月二十四日、海口に永年居住せる勝間田善作を借家満期近付き他に引越さんとせるも、省政府の許可を要すとて借入を妨害せり。

右の情況より吳鐵城に對し嚴重抗議す、近來西南當局の對日態度益々悪化の傾向あり。

○五月十八日、廣西當局の非法壓迫

廣西省當局の在留邦人に對する下法壓迫は最近其の極に達し、在留民は續々廣東省内に逃避しつゝありしが最後の殘留者たる同省森山日本人會長も遂に支那官憲のため強制立退を命ぜられたり。

之と同時に廣西省政府主席黃旭初は我が廣東總領事に對し、今後絶対に邦人を入省せしめざるやう通告し來

たれるにより、外務當局は國民政府並廣西省政府に對し其の不法處置を嚴重抗議せり。

○五月二十二日、汕頭青山巡查事件

汕頭日本領事館青山巡查の轉居に對し、汕頭警察は五名の巡警を同氏の移轉先たる邦商神州洋行に派遣し不法侵入の上凌辱を加へ不法監禁をなせり。

我領事は巡警局に身柄返還方を要求し、同夜半其の身柄を引取れるも、爾後出先當局は夫々當該支那當局に嚴重なる抗議を提出將來保障を要求せり。

目下彼我折衝荏苒今日及ぶ。

○六月二十二日、同文書院學生旅行團廣西省に於て監禁

廣東省西江方面より廣西省に向へる東亞同文書院旅行團一行四名は廣西省梧州に到着するや、突如同地支那官憲のため保護に名を藉り公安省内に監禁され、官憲は「廣西は日本人の生命財産を保護し得ず」と即時退去

375
722

昭和十二年八月三日印刷
昭和十二年八月十日發行

發編行兼人 東京市麴町區九段一丁目五番地

印刷人 下村敬三郎 東京市麴町區九段一丁目五番地

發行所 帝國在郷軍人會本部 東京市麴町區九段一丁目五番地

終

